

令和6年度北茨城市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当該地域は、太平洋岸の平坦地域と阿武隈高地多賀山系の中山間地域に大別され、それぞれの地域特性に応じた経営が展開されている。主な作付作物は水稻が中心であり、次いで野菜となっている。

近年は、農家の高齢化・農家戸数の減少が進み、未利用農地の増大が懸念されることから、特に「担い手」の育成と確保が課題となっている。

さらには、農産物の需要が減少傾向にあるとともに、穀物や肥料原料等の価格高騰が続く中、農産物の「価格低迷」や「生産コストの増大」という課題にも直面している。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

当該地域は湿田が多く、畑地化して高収益作物の導入に適さない地域柄となっているのが現状である。

そのため、主食用米から転換しやすい飼料用米やWCS用稲、新市場開拓用米といった転作作物への取組を支援しながら、ほ場の集積・集約化や低コスト化の取組を推奨する。

また、近年の肥料原料等の価格高騰に伴い、肥料コスト低減に繋がる耕畜連携の取組は、より効果的となるため、畜産農家との資源循環型農業の推進を図りながら、耕畜連携に対する支援も継続していく。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

現状として、畑地化に取組む大規模経営農家は当該地域にはおらず、水稻経営農家が多数を占めている。今後は、湿田の多い地域柄であることを踏まえながら、畑地化に適したほ場については、取組に対する支援を周知しながら畑地化の推進を行う。併せて、水田の基盤整備事業の実施地域や要望を予定している地域もあることから、畦畔除去や基盤整備に伴う大区画化等による作業効率の高いほ場の整備を進め、水田をフル活用できる取組を行っていく。

なお、ブロックローテーションへの取組については、現状として麦・大豆等の生産規模が小さく、生産者も限定されているため、構築されている地域はない。今後は、ほ場条件等を考慮しながら、麦・大豆等の作付に適したほ場については、積極的に転作拡大を推進するとともに、ブロックローテーションの導入を検討する。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

生産数量目標に相当する数値及び自主的推進目標面積に沿った作付面積を達成できるよう、主食用米の生産調整の推進に努めている。作付作物の中心が水稻であることから、今後も主食用米からの転換を図りやすい飼料用米・WCS用稲・新市場開拓用米を転作作物の中心作物として推進することで、生産数量目標に相当する数値及び自主的推進目標面積の達成を図る。

（２）備蓄米

集荷団体と連携し、備蓄米制度の趣旨に基づき優先枠の確保に努めるとともに、主食用米の需要動向に注視し、優先枠の範囲内で畑作物の導入が困難な排水不良田での作付を推進する。

（３）非主食用米

ア 飼料用米

主食用米の需要減少等により米価が低い水準で推移している中、飼料用米を転作作物の中心作物に位置付け、以前から飼料用米への取組に対し市独自の支援措置を行うことで、作付規模を拡大してきた経緯がある。今後もほ場の集積・集約化や低コスト化（立毛乾燥、直播栽培など）、耕畜連携の取組を推進するとともに、一般品種は主食用米に戻りやすく定着性が低いことから、多収品種の導入についても推進していく。

イ 米粉用米

米粉用米の栽培については、実需者である地域内の事業者との連携により栽培の推進を図る。

ウ 新市場開拓用米

飼料用米・WCS 用稲とともに転作作物の中心作物に位置付けているが、地域の受け入れ枠に限りがあり、新型コロナウイルス感染症等の影響による海外からの需要減少のため受け入れ枠の拡大が図られていない。新型コロナウイルス感染症の法的措置が５類に移行されるなど、落ち着きを見せる中で、今後は地域の受け入れ枠の拡大が見込まれるため、関係機関と連携を図りながら、着実に取組面積を拡大出来るよう積極的に推進を図っていききたい。

エ WCS 用稲

主食用米の需要減少が見込まれる中、WCS 用稲の取組を転作作物の中心作物に位置付け、以前から WCS 用稲の取組に対し市独自の支援措置を行うことで作付面積の拡大を図ってきた経緯がある。

今後もほ場の団地化や耕畜連携の推進を図りながら、作付規模の拡大を目指す。

オ 加工用米

当該地域では、現状として実需者との契約に基づく生産は行われていないが、比較的主食用米からの転換が図りやすく、需要も見込めることから、今後集荷業者と連携しながら推進を図っていききたい。

（４）麦、大豆、飼料作物

麦、大豆は転作作物として有用であるため、交付金を活用しながら転作拡大を目指し、飼料作物についても、飼料自給率向上に繋がる取組として現行栽培面積の維持を図る。

（５）そば、なたね

湿田が多い当該地域においては、現状として、実需者との契約に基づく生産は行われていない。今後は、生産意欲がある農家に対して、適宜、情報提供を行いながら推進を図っていききたい。

(6) 地力増進作物

地力増進作物（セสบニア、ヘアリーベッチ、ソルガム）の導入を支援し、農業生産の持続的な維持向上に向けての「土づくり」を推進する。

(7) 高収益作物

「ネギ」、「トマト」、「ハクサイ」など、その他の野菜を振興品目として拡大する。

5 作物ごとの作付予定面積等	～	8 産地交付金の活用方法の明細
-----------------------	---	------------------------

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	473.1	0	469.1	0	460	0
備蓄米	0	0	0	0	0	0
飼料用米	311.6	0	315.6	0	321	0
米粉用米	0	0	0	0	0	0
新市場開拓用米	1.7	0	2	0	5	0
WCS用稲	24.2	0	25	0	27	0
加工用米	0	0	0	0	0	0
麦	0	0	0	0	1	0
大豆	1.7	0	1.7	0	3	0
飼料作物	19.1	0	20	0	22	0
・子実用とうもろこし	0	0	0	0	0	0
そば	0	0	0	0	0	0
なたね	0	0	0	0	0	0
地力増進作物	0	0	0	0	1	0
高収益作物	24.2	0	24.2	0	29	0
・野菜	14.7	0	14.7	0	17	0
・花き・花木	3.6	0	3.6	0	5	0
・果樹	5.9	0	5.9	0	7	0
・その他の高収益作物	0	0	0	0	0	0
その他	325.6	0	325.6	0	312	0
・農業用施設用地等	325.6	0	325.6	0	312	0
畑地化	0	0	0	0	2	0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標		
				前年度（実績）	目標値
1	飼料用米生産ほ場の稲わら 及びわら専用稲 WCS用稲	耕畜連携助成	農地の高度利用面積 (ha)	(令和5年度) 113.7ha	(令和6年度) 115ha (令和7年度) 118ha (令和8年度) 120ha
2	新市場開拓用米	新市場開拓用米の生産 性向上等の取組への助 成	新市場開拓用米の取組 面積 (ha)	(令和5年度) 1.7ha	(令和6年度) 2ha (令和7年度) 4ha (令和8年度) 5ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:茨城県

協議会名:北茨城市農業再生協議会

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取 組 要 件 等 ※4
1	耕畜連携助成	3	10,000	飼料用米の生産ほ場の稲わら及びわら専用 稲、WCS用稲	耕畜連携(わら利用の取組・資源循環)
2	新市場開拓用米の生産性向上等の取組への助成	1	10,000	別紙のとおり	生産性向上の取組(別添2のとおり)

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。
なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

別添1－1(耕畜連携)

耕畜連携(わら利用の取組・資源循環の取組・水田放牧の取組)に係る取組条件の詳細について

本事業の交付対象となる取組は以下のとおりとします。なお、同一の水田において複数の取組を行う場合においては、いずれか一つの取組を選択するものとします。

取組内容	取組要件	確認資料等
1. わら利用の取組(飼料用米生産ほ場の稲わら利用及びわら専用稲の生産の取組)	利用供給協定または自家利用供給計画に基づき実施する飼料用米生産ほ場の稲わら利用及びわら専用稲の生産の取組であり、次に掲げる事項のすべてを満たしていること。 ・連携の相手方となる者との間に、3年間以上を締結期間とする利用供給協定を締結(自家利用の場合には自家利用計画を策定)すること。 ・対象農地であることについては、当年産において、飼料用米及びわら専用稲の作付が行われる水田であること。 ・取組要件については、そのわらが確実に飼料として利用され、かつ、その子実が飼料又は飼料の種苗として利用される稲の作付けであること。 また、刈取り時期が出穂期以降で利用供給協定書又は自家利用供給計画書に定める時期としていること。	・利用供給協定書または自家利用供給計画書 ・出荷販売伝票または給餌日誌
2. 資源循環(WCS用稲生産水田への堆肥散布の取組)	水田で生産されたWCS用稲の供給を受けた家畜の排せつ物から生産された堆肥をWCS用稲を作付けする又は作付けした水田に施肥する取組であって、次に掲げる事項のすべてを満たしていること。 ・連携の相手方となる者との間に、3年間以上を締結期間とする利用供給協定を締結(自家利用の場合には自家利用計画を策定)すること。 ・当該年度における堆肥の散布の取組であること。 ・散布される堆肥が、利用供給協定に基づき水田で生産されたWCS用稲の供給を受ける家畜の排せつ物から生産されたものであること。 ・堆肥を散布する者は、水田で生産されたWCS用稲の供給を受けた家畜の所有者又はその者の委託を受けた者(WCS用稲への堆肥散布の取組の交付対象者を除きます。)であること。 ・同一年度において他に水田への堆肥散布の取組による助成を受けない水田であること。 (注)WCS用稲については、食用に供される畜産物を生産するために飼養される牛、馬、めん羊、山羊に供される場合に限る。	・利用供給協定書 ・出荷販売伝票(粗飼料作物等) ・堆肥散布日誌 ・耕種農家以外への堆肥散布委託契約書(※第三者へ委託する場合のみ。ただし、利用供給協定書に記載があれば不要)

※利用供給協定に含まれるべき事項

各取組における利用供給協定書または自家利用供給計画書については、実施する取組の種類に応じて、次の事項を記載する。

1. わら利用(わら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組)
 - (1)取組の内容
 - (2)わらを生産する者
 - (3)わらを収集する者
 - (4)わらを利用する者
 - (5)ほ場の場所及び面積
 - (6)刈取り時期
 - (7)利用供給協定締結期間
 - (8)わら取引の条件(作業分担及び品代・経費の負担)
 - (9)その他必要な事項
2. 資源循環(飼料生産水田へのたい肥散布の取組)
 - (1)取組の内容
 - (2)供給される飼料作物の種類
 - (3)飼料作物を生産する者
 - (4)堆肥を散布する者
 - (5)ほ場の場所及び面積
 - (6)堆肥の散布時期及び量
 - (7)刈取り時期
 - (8)利用供給協定締結期間
 - (9)堆肥散布の条件(作業分担及び品代・経費の負担)
 - (10)その他必要な事項

(別紙)

新規需要米生産性向上等の取組への加算 取組条件の詳細

○取組条件の詳細

- ・次のうちいずれか1つに取り組みれば加算の対象とします。
- ・次の確認書類等により交付申請者の取組を確認するほか、必要に応じて適宜、各地域農業再生協議会において、客観的な説明を求めて確認します。

取組条件		具体的内容	確認書類等
コスト低減の取組	温湯種子消毒	・水稻種子の温湯種子消毒(60度・10分等)を行う。 ・温湯種子消毒した種子又は温湯種子消毒した種子を使用した苗を購入し使用する。	・作業日誌 ・温湯種子・苗を購入した場合は、購入伝票
	堆肥施用	堆肥を投入し、堆肥から供給される肥料成分を勘案した施肥設計を行うことで、化学肥料の施用量を低減する。 堆肥:排泄物などに植物性の副資材を混合し、堆積発酵させたもの・乾燥鶏ふん・乾燥牛糞・乾燥豚ふん等。地力増進法において土壌改良資材には含まれず肥料に分類されている骨粉、魚カス、ダイズカス、ナタネカス等は含まない。	・作業日誌 ・購入伝票
	側条施肥	田植作業と同時に稲の株元に集中的に肥料を施用する。	・作業日誌 ・作業写真
	低成分肥料施肥	土壌診断に基づく低成分肥料(窒素成分よりもリン成分及びカリ成分の低い肥料)を利用する。	・作業日誌 ・診断結果 ・購入伝票
	流し込み施肥	追肥として、肥料をかんがい水と一緒に流し込む。	・作業日誌 ・購入伝票
	疎植栽培	50株/坪以下(株間22cm以上)で田植えする。	・作業日誌 ・栽培写真
	立毛乾燥	通常の刈取時期に刈り取らず、立毛状態のまま自然に乾燥させる。乾燥期間の目安は、成熟期から1週間以上。 成熟期の目安 あきたこまち:出穂後30～35日 コシヒカリ:出穂後35～40日	・作業日誌
	不耕起田植技術	耕起・代かきをしないでディスクで作溝しながら移植する。	・作業日誌 ・作業写真
	フレコン出荷	・計量器を伴う大容量によるフレコン出荷を行う。	・作業日誌

	(自家利用でのフレコン管理含む。)	・自家利用での作業の効率化のためフレコンでの管理を行う。	・出荷伝票
作業の効率化	連坦化	概ね 2ha 以上の連坦団地で対象作物の作付けを行う。	・作業日誌 ・圃場位置図
	共同乾燥調製施設 (CE・RC) の活用	品質の均一性及び作業の効率化を図るため、共同乾燥調製施設を活用する。	・使用料の明細
	人・農地プランに掲げられた担い手 (農地の集積)	各地域における農業の担い手であり、かつ、農地を集積している。	・人・農地プラン ・営農計画書
組織的な取組	集落営農	代表者等を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行う。	・規約 (写) ・通帳 (写)
	生産組合	農業用施設及び機械の共同利用により作業の効率化を行っている販売権を有した組合員であること。	・規約 (写) ・組合員名簿
	共同計算の取組	<u>受領代理するための共同計算を行う地域の取組主体 (生産者団体・集出荷団体等) の組合員であること。</u>	<u>・出荷契約書 (写)</u> <u>・組合員名簿</u>
飼料用米専用品種の導入		(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領 (令和 6 年 4 月 11 日付け 5 農産第 4910 号) 別紙 1 別表品種) いわいだわら、えみゆたか、オオナリ、きたげんき、北瑞穂、クサホナミ、たちじょうぶ、ふくのこ、ふくひびき、べこあおば、べこごのみ、北陸 193 号、ホシアオバ、ミズホチカラ、みなちから、モグモグあおば、もちだわら、モミロマン、夢あおば、笑みたわわ、亜細亜のかおり、あきいいな、知事特認品種 (月の光、あきだわら、ちほみのり) (全 25 品種)	・購入伝票 ・自家用種子の場合は、増殖実績が分かる書類及び導入当初の種子の購入伝票
WCS 用稲専用品種の導入		(稲発酵粗飼料生産・給与マニュアル及び飼料用イネの栽培と品種特性掲載品種) うしゆたか、きたあおば、クサノホシ、クサホナミ、タチアオバ、たちあやか、たちじょうぶ、たちすがた、たちすずか、たちはやて、なつあおば、はまさり、べこあおば、べこげんき、べこごのみ、北陸 193 号、ホシアオバ、まきみずほ、ミナミユタカ、みなゆたか、モグモグあおば、もちだわら、モミロマン、ゆめさかり、リーフスター、ルリアオバ、夢あおば、つきすずか、ミズホチカラ、つきことか、みなちから、 <u>きたげんき</u>	・購入伝票 ・自家用種子の場合は、増殖実績が分かる書類及び導入当初の種子の購入伝票

新市場開拓用米に係る取組条件の詳細について

- 経営所得安定対策等実施要綱の要件を満たすものを助成対象とする。
- 取組を行った確認は、以下の確認書類等によるほか、必要に応じて適宜各地域農業再生協議会において、客観的に確認できる方法で確認する。
- 取組の具体的内容は、すべての交付申請者が取り組むものとする。
- 助成対象となるのは、具体的な取組を行って作付を行ったほ場のみとする。
- 新市場開拓用米の生産性向上等の取組として、次のうちいずれか1つに取組めば加算の対象とする。

取組条件		具体的内容	確認書類等
多収品種の導入(ハイブリッド品種、又は、多収性の品種)		ハイブリッドとうごう1号、ハイブリッドとうごう2号、ハイブリッドとうごう3号、ハイブリッドとうごう4号、ほしじるし	・購入伝票 ・自家採種種子の場合は、自家採種の種子による取組内容が把握できる書類 ・営農計画書
コスト低減の取組	温湯種子消毒		・作業日誌 ・温湯種子・苗を購入した場合は、購入伝票
	施肥の低コスト化	堆肥施用	・作業日誌 ・購入伝票
		側条施肥	・作業日誌 ・作業写真
		育苗箱全量施肥	・作業日誌 ・購入伝票
		低成分肥料施肥	・作業日誌 ・診断結果 ・購入伝票
		流し込み施肥	・作業日誌 ・購入伝票
	疎植栽培		・作業日誌 ・栽培写真
	立毛乾燥		・作業日誌 ※慣行栽培と比べて収穫後の乾燥機での乾燥時間が短くなっていること等を確認。
	不耕起田植技術		・作業日誌 ・作業写真
	フレコン出荷(自家利用でのフレコン管理含む。)		・作業日誌 ・出荷伝票
連坦化		・概ね2ha以上の連坦団地で対象作物(いずれか1つ)の作付けを行うこと。	・作業日誌 ・圃場位置図
共同乾燥調製施設(CE・RC)の活用		・共同乾燥調製施設の活用により、品質の均一性及び作業の効率化が図られること。	・使用料明細
組織的な取組	集落営農		・規約(写) ・通帳(写)
	生産組合		・規約(写) ・組合員名簿
人・農地プランに掲げられた担い手(農地を集積していること)		・各地域における農業の担い手であること。 ただし、農地を集積していること。	・人・農地プラン ・営農計画書